

神奈川県公報



県の花：山ゆり

令和 8 年 4 月17日（金曜日） 定 期 第 706 号

毎週火曜日及び金曜日発行

目 次	ページ
○告示	
土地改良区の定款変更認可（県西地域県政総合センター）	329
指定公金事務取扱者への公金事務の委託（食肉衛生検査所）	329
○監査委員告示	
外部監査人の監査の事務を補助させる者についての協議（監査・総務課）	330
○公告	
多摩川におけるしじみの採捕に係る制限及び所持等の禁止並びに共同漁業権の行使の制限（内水面漁場管理委員会）	330
○入札公告	
落札者等の公告（政策・総務室）	332

告 示

神奈川県告示第236号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により、酒匂川右岸土地改良区の定款の変更を認可した。

令和 8 年 4 月17日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県告示第237号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者に公金事務を委託した。

令和 8 年 4 月17日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 名称及び住所又は事務所の所在地
株式会社神奈川食肉センター
厚木市酒井900番地
- 指定をした日
令和 8 年 4 月 1 日
- 委託をした日
令和 8 年 4 月 1 日
- 公金事務に係る歳入等又は歳出の内容
と畜場法施行条例（平成15年神奈川県条例第 7 号）別表 3 の項に規定すると畜検査手数料
- 委託の期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月31日まで

監 査 委 員 告 示

神奈川県監査委員告示第 1 号

包括外部監査人田中 友里子の監査の事務を補助させる者について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第 1 項の規定による協議が調ったので、同条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 4 月17日

神奈川県監査委員 大 竹 准 一
同 吉 川 知恵子
同 中 家 華 江
同 柳 下 剛
同 斉 藤 たかみ

補助する者の氏名	補助する者の住所	補助できる期間
江口 一生	横浜市青葉区市ヶ尾町20番地 3 プロスタイル市ヶ尾301号室	令和 8 年 4 月10日から 令和 9 年 3 月31日まで
小田島 真佐子	横浜市南区宮元町 2 丁目39番地 5 クリオ蒔田式番館703号	同上
木下 哲	東京都荒川区荒川 1 丁目 7 番 6 号	同上
新倉 美千子	横浜市緑区長津田六丁目15番26号	同上
水谷 亘	横浜市都筑区茅ヶ崎東三丁目 5 番 6 ー607号	同上
柳原 匠巳	横浜市港南区港南台三丁目13番10号	同上
和田 路子	川崎市麻生区上麻生 4 丁目38番10号	同上

公 告

神奈川県内水面漁場管理委員会指示第 2 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第 1 項及び第171条第 4 項の規定により、内共第13号及び内共第14号第一種共同漁業権の区域において、次のとおり指示する。

多摩川におけるしじみの採捕に係る制限及び所持等の禁止並びに共同漁業権の行使の制限（令和 6 年神奈川県内水面漁場管理委員会指示第 2 号）は、令和 8 年 4 月30日限り廃止する。

令和 8 年 4 月17日

神奈川県内水面漁場管理委員会
会長 井 貫 晴 介

1 指示内容

- (1) 多摩川におけるしじみ資源保護のため、次のとおり採捕を制限し、及び所持等を禁止する。

ア 大きさの制限

殻長1.5センチメートル以下のしじみは、採捕を禁止する。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (7) 公的機関が試験研究の用に供する場合
(i) 神奈川県内水面漁場管理委員会が必要と認めた場合

イ 所持又は販売の禁止

アに違反して採捕したしじみ及びその製品の所持又は販売を禁止する。

ウ 漁具又は漁法の制限

(7) 漁業者及び漁業従事者に係る制限

漁業者が漁業を営むためにする場合又は漁業従事者が漁業者のためにする場合において、しじみまき漁具（刃口をつけたものに限る。）によりしじみを採捕するときは、当該漁具は次に掲げる範囲でなければならない。

- a 籠目構造の部分にあつては、籠目 1 センチメートル以上かつす目 0.6 センチメートル以上
- b 網目構造の部分にあつては、網目 1 センチメートル以上
- c すのこ構造の部分にあつては、す目 0.6 センチメートル以上

(4) 遊漁者等に係る制限

(7)に規定する場合、公的機関が試験研究のためにしじみを採捕する場合及び神奈川県内水面漁場管理委員会が必要と認めた場合を除き、次に掲げる漁具又は漁法以外の漁具又は漁法によりしじみを採捕してはならない。

- a くまで（幅 15 センチメートル以下のものに限る。）
- b 徒手採捕

- (2) 多摩川におけるしじみ資源保護のため、次の基点アと基点イとを結ぶ線から基点ウと基点エとを結ぶ線までの多摩川本流の区域においては、しじみを採捕してはならない。ただし、公的機関が試験研究のためにしじみを採捕する場合又は神奈川県内水面漁場管理委員会が必要と認めた場合は、この限りではない。

基点ア 東京都大田区南六郷 2 丁目六郷水門下流端

基点イ 川崎市川崎区中瀬 1 丁目味の素株式会社川崎工場三工樋管下流端

基点ウ 東京都大田区本羽田 3 丁目東京電力荻中線 No. 8 送電鉄塔

基点エ 川崎市川崎区大師河原 1 丁目旧新日本製鐵水門上流端

- (3) 内共第 13 号及び内共第 14 号の漁業の免許を受けたものは、当該漁業権の区域における遊漁者によるしじみの採捕を拒んではならない。

2 指示期間

令和 8 年 5 月 1 日から令和 9 年 4 月 30 日まで

（採捕禁止区域図）

